定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月二十三日

名古屋市中区錦二丁目二〇番八号

東栄株式会社

代表取締役　竹内　和男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月二十三日

大阪市淀川区野中北一丁目四番一五号

ウエルステンレス株式会社

代表取締役社長　今泉　汎史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月二十三日

大阪市西区江戸堀一丁目一八番一一号

大阪船舶株式会社

代表取締役　小谷　道彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月二十三日

島根県益田市高津七丁目一五番四七号

中国コンクリート製品工業株式会社

代表取締役　安野　伸路

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月二十三日

東京都大田区大森南三丁目一七番一三号

株式会社河原商店

代表取締役　河原　慎一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月二十三日

福岡市中央区平尾三丁目一六番一七号

田中鉄工株式会社

代表取締役　古賀　武志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるボジャラジバンダリが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月二十三日

東京都大田区山王一丁目一一番一三号

アビナストレイドエンターナショナルプライベトリミテド

日本における代表者

ボジャラジバンダリ

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市久野三五番地の二、最後の住所埼玉県入間市高倉四丁目六番一七号

被相続人　亡　飯田　彩佳

右被相続人は平成二十三年五月九日死亡し、その相続人は平成二十三年六月十四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

埼玉県入間市高倉四丁目六番一七号

相続財産管理人　飯田　徹

限定承認公告

本籍香川県高松市松並町八四五番地二、最後の住所香川県高松市茜町一五番二〇―六〇三号

被相続人　亡　岡内　幸枝

右被相続人は平成二十二年七月十九日死亡し、その全部包括受遺者である公益財団法人日本ユニセフ協会は平成二十三年六月十三日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

東京都港区高輪四丁目六番一二号

相続財産管理人

公益財団法人日本ユニセフ協会

代表理事　赤松　良子

限定承認公告

本籍福岡県太宰府市大字向佐野三三六番地、最後の住所福岡県太宰府市向佐野二丁目六番六号

被相続人　亡　中嶋　泉

右被相続人は平成二十三年三月六日死亡し、その相続人は平成二十三年六月九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号ダイアビル福岡赤坂五階

限定承認者中嶋智子

代理人弁護士　上田　英友

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字畑田一二一九番地、最後の住所大分県宇佐市大字畑田一二二八番地の二

被相続人　亡　城　政弘

右被相続人は平成二十二年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年六月十五日大分家庭裁判所中津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

大分県宇佐市大字吉松五〇番地の一六

相続財産管理人　安倍由美子

事業の一部譲受けに関する公告

株式会社新生銀行は、平成二十三年六月二十二日開催の取締役会において、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十三年十月一日を目処に、新生フィナンシャル株式会社（住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目七番七号）の消費者金融業にかかる事業の一部（新生フィナンシャル株式会社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる債権債務（過払金返還債務を含みます。）及び同契約上の地位を除きます。）を譲受けることを決議いたしました。

つきましては、右の事業の一部譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第三十五条第一項に基づき公告いたします。

平成二十三年六月二十三日

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

株式会社新生銀行

代表取締役社長　当麻　茂樹

出資一口の金額の減少公告

平成二十三年六月十日開催の本組合通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十三年六月二十三日

鳥取市富安一丁目九六番地

鳥取県こだわり物産販売協同組合

代表理事　森下　哲也

訂正公告

平成二十三年六月十六日（号外第一二七号）掲載の第六期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）　（39,629）」とあるは「（うち当期純利益）　（39,629）」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月二十三日

東京都千代田区神田司町二丁目二番二号

大森ビル三階

日本バリュー・インベスターズ株式会社

代表取締役　伊藤　義彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	下	一七～一八	「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、五〇」に改め」を削除する。	「(1)(イ)の値は、四〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、五〇」に改め」を削除する。
〃	〃	一九～二〇	「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、五〇、四〇」に」を削除する。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十一日付特第三九号
同日付政府調達第一一六号

二ページ●同月二十三日付第一三三号　一六〇ページ●
二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）